

事務連絡  
令和7年7月8日

都内医療機関管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策調整担当部長

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄について（周知）

日頃から東京都の感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり令和7年6月19日付けで、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から都道府県衛生主管部局宛てに、事務連絡「新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく個人防護具の備蓄に関する協定締結医療機関以外の医療機関への周知について」が発出され、協定締結医療機関以外の医療機関におかれましても、個人防護具の備蓄に努めていただきたい旨の通知がありました。

つきましては、上記事務連絡を踏まえ下記のとおり御対応くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染症対策物資等の輸入量の大幅減少や輸入途絶等により、国内の供給不足が起こったことを踏まえ、感染症対策物資等に関しては、政府行動計画及びガイドラインに基づき、国・都道府県のみならず、医療機関においても備蓄・配置を行うこととなっています。
- 2 政府行動計画には、「協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。」という記載があるとおおり、協定締結医療機関においては、有事の際に備えて個人防護具の備蓄を進めていただいています。
- 3 協定を締結していない医療機関におかれても、医療提供継続のために個人防護具は必需品であることから、新たな感染症が発生した場合に備えて、各医療機関で必要となり得る量（当該医療機関における通常使用量の2か月分を推奨）の個人防護具の備蓄に努めていただくようお願いいたします。

問合せ先

東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備課 物資管理担当 乃村・菊池

E-Mail [Naoyuki\\_Nomura@member.metro.tokyo.jp](mailto:Naoyuki_Nomura@member.metro.tokyo.jp)

[Kei\\_Kikuchi@member.metro.tokyo.jp](mailto:Kei_Kikuchi@member.metro.tokyo.jp)